

所持区分	支援の種類	主な対象要件														持参するもの		窓口等	福祉のしおり対応ページ		
		障害の程度		障害の範囲										その他		手帳、その他下記のもの(詳しくは窓口へ)					
		視	聴	平	言	上肢	下肢	体幹	脳	性	内	知	未	18							
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	歳以上							
身体障害者手帳・療育手帳	所得税・市県民税の軽減等	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特別障害者控除] 1・2級、A・A [障害者控除] 3~6級、B・B	※前年の合計所得金額が135万円以下の場合には、市県民税が非課税になります。詳しくは市税事務所・税務室へお問い合わせください。	(所得税) 税務署 (市県民税) 市税事務所・税務室	97~99		
	相続税の軽減	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・障害の程度や年齢に応じて減額		税務署			
	自動車税・軽自動車(環境性能割)の減免	本人が運転する場合 生計同一者・常時介護者が運転する場合	1~4 2~3	2~3	○	○	1~2 1~6	1~3 1~5	1~2 1~6	1~3 1~3	1~3 1~3	1~3 A・A	○	○	○	・本人又は生計同一者名義の車(但し、下肢、体幹、移動障害、及び内部障害の4級以下及び単身の常時介護者運転の車は本人名義) ・運送事業用の自動車を除く ・使用目的によっては減免の対象外となる場合があります。	事前に窓口へお問い合わせ下さい	(自動車税) 西部県税事務所 自動車税課 電話)0570-017-707:513-5374 [自動車税・軽自動車税(環境性能割)] 西部県税事務所 観音庁舎 (中国運輸局広島運輸支局内) 電話)232-7694			
	軽自動車税(種別割)の減免	本人が運転する場合 生計同一者・常時介護者が運転する場合	1~4 2~3	2~3 平衡は5	○	○	1~2 1~6	1~3 1~5	1~2 1~6	1~3 1~3	1~3 1~3	1~3 A・A	○	○	○	・本人又は生計同一者名義の車(但し、下肢、体幹、移動障害、及び内部障害の4級以下及び単身の常時介護者運転の車は本人名義) ・運送事業用の自動車を除く ・使用目的によっては減免の対象外となる場合があります。	事前に窓口へお問い合わせ下さい	市税事務所・税務室			
	マル優制度(預貯金等利子非課税)	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・銀行等預金(ゆうちょ銀行含む)、公債(限度額各350万円、計700万円)	※民営化前に預けた定期性郵便貯金については、満期を迎えるまでは非課税扱いが継続されます	取扱金融機関の窓口で手帳提示			
	公共交通機関利用助成	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・年間6,000円相当の利用券等を助成(所得制限あり)	※重度障害者福祉タクシー乗車券交付対象者は、福祉タクシー乗車券・利用券等のどちらかを申請することができます。 ※65歳以上の方は、利用券等と高齢者いきいき活動ポイント事業を併用することができますが、その場合高齢者いきいき活動ポイント事業の奨励金の上限は4千円となります。	福祉課		75	
	福祉タクシー助成		1~2				第1種	1~3	1~2	1~3	1~2	A・A	○	○	○	・1回あたり500円、年間52枚を限度として乗車券を交付。(所得制限あり)(じん機機能障害1級の人工透析治療者は年間52枚を限度として追加交付あり) ・補装具として車いすの交付を受けている方を含む。	※障害者公共交通機関利用助成を受けた方及び高齢者いきいき活動ポイント事業を選択された方は対象となりません。 ※新たに福祉タクシー乗車券交付対象になった方は該当月に応じて月割で乗車券を交付します。	福祉課		76	
	タクシー運賃の割引	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・10%割引	※事業者負担による割引	降車時に手帳を提示		77	
	障害者福祉バスの運行	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・障害者を半数以上含む10人以上の団体が研修等に利用 ・一日350kmの範囲内等	・定員26名=平日・土日祝運行 ・定員25名=土日祝のみ運行 (一車いす取り付け等による補助席を最大限利用した場合の定員数) (バスの大きさは中型)	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会 ・3ヶ月前から電話又はファクスにて予約受付開始(ただし毎月1~15日については10日前からの車いす利用者優先予約あり) 電話)263-4524 ファックス)263-9713		77	
	旅客運賃の割引	JR	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・第1種の人が介護者と共に乗車する時=乗車券の5割引 ・第2種の12歳未満の人が介護者と共に乗車する時=介護者のみ5割引(定期券のみ) ・第2種の人及び単独で第1種の人が乗車する時=100kmを超える乗車に限り5割引			乗車券購入時に手帳を提示	100~103
		バス、路面電車(宮島線含む)	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・本人:5割引(電車は12歳未満除く) ・第1種又は第2種の12歳未満の介護者:5割引(電車は2名まで無賃) ・第1種の12歳以上の介護者:5割引(電車は2名まで無賃) ※電車で介護者無賃は、本人が幼児(6歳未満)で無賃のときは適用されない。	・定期乗車券等は、割引率が異なります。詳細については、各会社にお問い合わせください。		降車時に手帳を提示	
		アストラムライン	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本人、介護者:5割引(本人のみの場合、12歳未満は除く)			割引バスビシーの利用又は、事前に割引乗車券を購入	
		国内航空	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・第1種(本人と介護者)・第2種(本人のみ) *割引率は航空事業者により異なる			航空券購入時に手帳を提示	
		船	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・第1種(本人、介護者):5割引(似島汽船のみ、12歳未満は介護者のみ5割引) ・第2種(12歳以上の本人のみ):5割引(金輪島汽船のみ)	似島・金輪島汽船(似島汽船、パンカーサブライ、金輪島会) ※その他の航路については、それぞれの航路運航会社に確認してください。		手帳を提示	
有料道路通行料金の割引	1~6級、 A・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・本人運転、介護者運転(第1種)=通常半額 ※第2種は本人運転に限る ・対象自動車については車種及び所有者要件があり、一人一台に限る ・継続して割引を受けるには有効期間満了2ヶ月前から更新申請が必要(手帳の備考欄記載の有効期間を確認して下さい。)	・車検証、運転免許証等 *ETCを利用される方はETCカード及び車載器セットアップ証明書も必要	[手続き]福祉課 *ETC利用者は区での手続き後、ETC登録係への郵送が別途必要 [制度に対する問合せ先] 西日本高速道路株式会社 中国支社 電話)831-4111:代表	105		
公立幼稚園授業料及び保育料(利用者負担額)の軽減	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・利用者負担額の算定の基となる市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。 ・子ども・子育て支援新制度に加入していない私立幼稚園は対象外		保育園等が所在する区の福祉課 公立幼稚園については、幼稚園	105		
受給料の免除	全額免除	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	世帯主又は世帯員 市民税非課税世帯	・転入者は、1月1日住所の役場が発行した市町村民税非課税証明書(世帯構成員全員分) ・印鑑	福祉課で福祉事務所の証明書を発行	107		
	半額免除	1~6級、 A・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎印は(平衡機能障害を含む。)は総合等級1~2級のみ		[提出先] NHK広島放送局			
携帯電話料金の割引	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・月々の基本使用料金が5割引、もしくは低額に設定など(詳しくは各携帯電話会社へ問合せ)	・携帯電話を既に利用中か否か、また会社によっても異なります(同左)	ご利用(希望)の携帯電話会社窓口	107		
NTT電話番号の無料案内	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・NTT西日本への登録が必要		郵送により申込み [問合せ先] 電話)0120-104174	107		
青い鳥郵便葉書の無償付付	1~2級、 A・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	お一人につき年間20枚 (受付期間は毎年4月から5月頃)		最寄の各郵便局	115		
市営駐車場料金の減免(2時間)	1~2級、 A・A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・県公安委員会の発行する駐車標章の所持者も該当	・駐車標章	市営駐車場	108		
市営駐輪場料金の減免	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・一時利用は無料・登録利用は半額		市営駐輪場	109		
水道料金等の減免	1~3級、 A・A・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・特別児童扶養手当、障害基礎年金、障害年金1・2級を受けておられる方 ・1か月につき水道料金、下水道使用料の0~10ml相当額 ・所得制限あり	・「使用水量のお知らせ」 または水道料金の領収書等	区福祉課、水道局業務管理課、水道局各営業所	108		
公共施設の無料入園等	1~6級、 A・A・B・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・安佐動物公園、植物公園、広島城、平和記念資料館、郷土資料館、縮景園、現代美術館(常設展示のみ)、5-Daysこども文化科学館(フナタリウム)、映像文化ライブラリー映画観覧、ファミリープール、心身障害者福祉センター、交通科学館、健康づくりセンター(健康科学館)、江波山気象館等		入口で手帳を提示	110~112		
駐車禁止除外指定車標章の交付	(#平衡3聴覚2~3)	1種	#	○	○	1~4	1種	1種	1~4	1~3	A・A	○	○	○	○	・詳細は住所地を管轄する警察署の窓口へ	・住民票等	住所地を管轄する警察署	116		
広島県思いやり駐車場利用証の交付	(#平衡のみ)	1~4	#	○	○	1~2	1~6	○	1~2	1~4	A・A	○	○	○	○	・代理人が手続する場合は、代理人の身分証明証		県地域共生社会推進課、市障害福祉課、各区福祉課	82		
公営住宅への有利な入居当選等の優遇	市営 県営	1~4級、 A・A・B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・市内(県内)に住所又は勤務場所があること ・その他条件あり	・入居予定者全員の住民票、所得証明書、健康保険証等	区建築課 県住宅課	71		
身体	郵便投票証明書の交付等						両下肢 1~2	1~2	1~3							○	・選挙人名簿に登録されていること	・申請は郵送でも交付可能 ・郵送での申請の際は、手帳の原本を同封(申請後、約1週間程度で証明書と共に手帳返還)	区選挙管理委員会	69	

行政窓口

名称	住所	TEL	FAX(下段は聴覚障害者用)	名称	住所	TEL	FAX(下段は聴覚障害者用)
中区福祉課(中福祉事務所)	中区大手町四丁目1-1	504-2588	504-2175 242-2279	安佐南区福祉課(安佐南福祉事務所)	安佐南区中須一丁目38-13	831-4946	870-2255 879-8565
東区福祉課(東福祉事務所)	東区東蟹屋町9-34	568-7734	568-7781	安佐北区福祉課(安佐北福祉事務所)	安佐北区可部三丁目19-22	819-0608	819-0602 815-0466
南区福祉課(南福祉事務所)	南区皆実町一丁目4-46	250-4132	254-9184 252-2949	安芸区福祉課(安芸福祉事務所)	安芸区船越南三丁目2-16	821-2816	821-2832 822-7849
西区福祉課(西福祉事務所)	西区福島町二丁目24-1	294-6346	294-6311 231-6284	佐伯区福祉課(佐伯福祉事務所)	佐伯区海老園一丁目4-5	943-9769	923-1611 923-4556
児童相談所	東区光町二丁目15-55	263-0694	263-0705	(判定日)月曜日~金曜日の午前9時~午後3時30分(事前に電話連絡をして下さい)			
広島市身体障害者更生相談所 (広島市総合リハビリテーションセンター内)	安佐南区伴南1-39-1	849-2802	848-8003	(判定日)[聴覚・言語]毎月第1~4の木曜日 [肢体]毎月第1~4の水曜日 *各区福祉課で予約受付(849-2802へ直接予約の申込みもできます)			
広島市知的障害者更生相談所	東区光町二丁目15-55	263-3695	263-0705	(判定日)月曜日~金曜日の午前9時~午後5時(事前に電話連絡をして下さい)			